

## 学校いじめ防止基本方針

豊中市立上野小学校  
平成26年(2014年)4月1日

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「広い視野と主体的な行動力をもった子どもの育成」を教育目標としており、そのために国際教育・人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称「いじめ不登校対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事（担当者）、各学年代表、養護教諭、支援学級担任、専科教諭  
必要に応じてスクールカウンセラー

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

### 4 年間計画（別添）

#### 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ不登校対策委員会は、定期的に年3回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

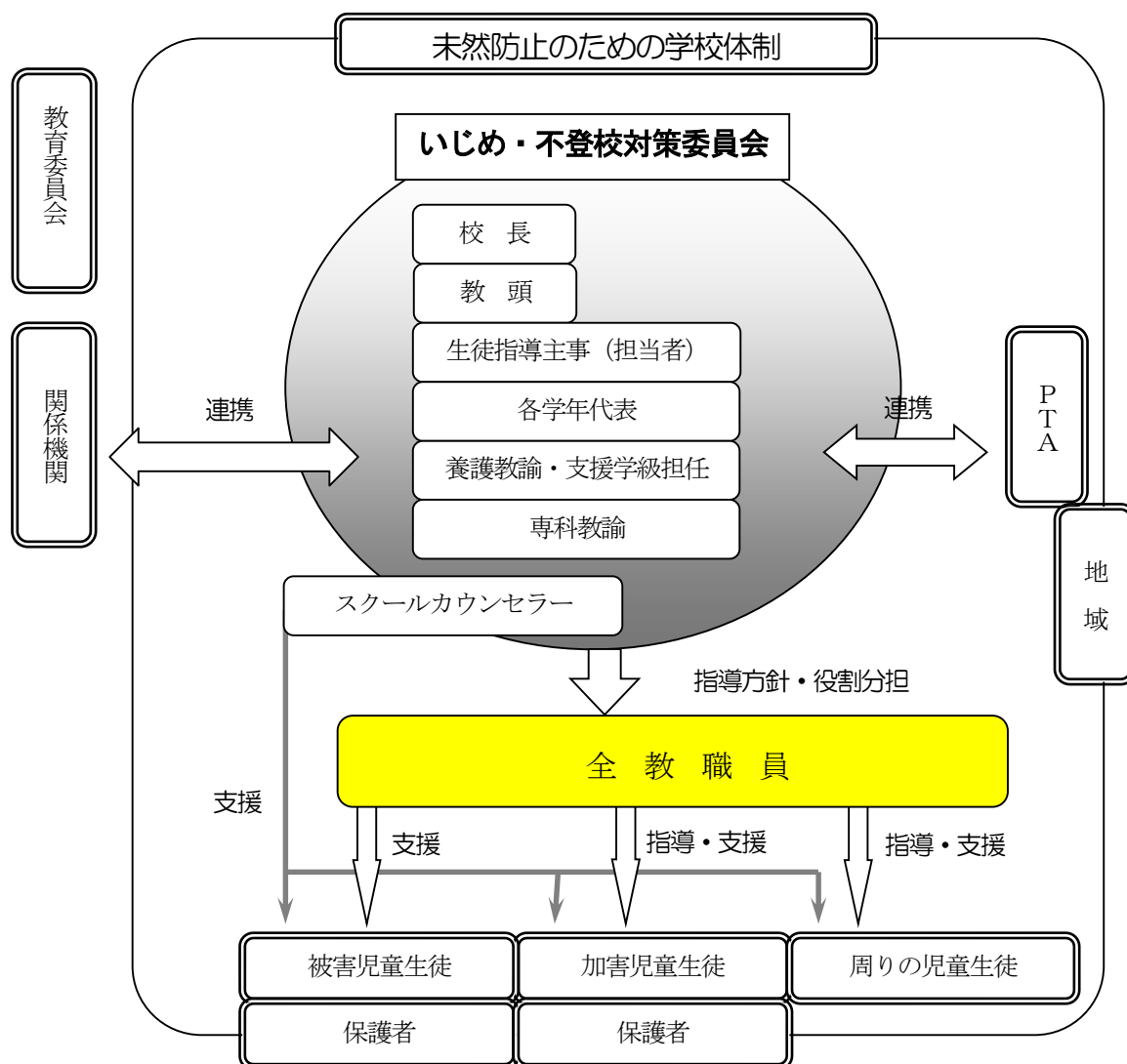
## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

(学校体制)



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめに関する情報は、特定の教職員が抱え込むのではなく、組織的に対応することを徹底する。また、学校や学級でも日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成するとともに、集団作りに力を入れ、児童の居場所づくりや人間関係づくりを進めていく。その前提として、児童と教師の信頼関係を構築することが重要である。

児童に対しては、アンケートや相談を実施し、いじめを見逃さないように努めるとともに、からかったり、はやしたたり、見て見ぬふりをする行為もいじめであることを理解させ、いじめの傍観者から止める側への転換を促す。そして、自己肯定感や自己有用感を高め、お互いを認め合える人間関係や雰囲気を児童自らがつくりだしていく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

そのために、道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進に努め、児童に社会性をはぐくむとともに、社会体験や生活体験の機会をできるだけ多く設け、他人の気持ちを共感的に理解できる情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(3) 指導上の注意としては、いじめが生まれる背景を踏まえ、常に児童の様子に注意を払い、相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、できるだけ児童の主体的な活動を取り入れる。

わかりやすい授業づくりを進めるために、外部のゲストティーチャーを招いたり、体験的な学習や活動を取り入れたりするとともに、他者や実物と触れ合うことを通して実感の伴った理解を促す。

児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるためには、他の児童や大人とのかかわりを通して、児童自らが人とかかわる喜びや大切さに気付く。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、他者を尊重する気持ちや態度を育成するとともに、他者への感謝の気持ちを高める

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員自らの言動を振り返り、児童の心に寄り添うことができるよう教職員研修を定期的に行うとともに、教職員が相互に評価をしていく。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、児童一人ひとりが学級の中で、あるいは児童会活動や学校行事の中で、活躍できる場면을意図的に設定し、やり遂げた達成感、成就感を味わわせる。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として学級会などの話し合い活動とおして、いじめにつながるような諸問題を学級全体の問題として捉え、児童一人ひとりが自らの行動を振り返り、いじめのない仲間づくり、学級づくりに取り組み、諸問題の解決や未然防止に努めるよう促す。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

## 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施する。また、定期的な教育相談としては、形式的に行うのではなく、児童一人ひとりの様子を見ながら実施し、共感的に受け止め児童に安心感を与えられるように配慮する。日常の観察として、児童の示すわずかなサインも見落とさないように常に児童の言動や表情を注視するとともに児童への声かけや助言を心がける。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭での児童の様子や変化について個人懇談等を通して、定期的に把握するとともに、平素から保護者が教職員に気軽に相談できる信頼関係をつくる。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、生徒指導担当、管理職や保健室など相談の体制を明確にし、壁を低くして相談しやすい体制を構築するとともに広く周知する。
- (4) 学校だよりや学級通信等を通して、相談体制を広く周知する。  
学校教育自己診断や学校評議員会等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、当然ながら守秘義務が生じるが、関係諸機関との連携することも重要であることから、本人および保護者の了解を得るなど適切な個人情報の取り扱いを徹底する。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止につながる。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導を行う。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。  
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めた

り、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

## 第5章 その他

本校は、昭和42年(1967年)から帰国児童教育、国際教育の研究および実践を重ねており、児童にグローバルな視野と主体的に行動する力を養うとともに、一人ひとりの個性を尊重し、お互いに認め合う環境づくりを目標にしてきた。人間尊重、多様性を尊重する態度を育て、すべての児童が自分らしく、安心して通える学校づくりに努めていく。



## (別添1)

## 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

上野小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年(1・2年)	中学年(3・4年)	高学年(5・6年)	学校全体
4月	新担任への児童の情報の引き継ぎ 学級懇談会 (学級経営方針)	新担任への児童の情報の引き継ぎ 学級懇談会 (学級経営方針)	新担任への児童の情報の引き継ぎ 学級懇談会 (学級経営方針)	新担任への児童の情報の引き継ぎ 生活指導部会 (月1回開催) 年間計画の確認
5月	支援教育全体会 遠足 土曜参観・学級懇談会 個人懇談会 (家庭生活の把握と情報共有)	支援教育全体会 遠足 土曜参観・学級懇談会 個人懇談会 (家庭生活の把握と情報共有)	支援教育全体会 土曜参観・学級懇談会 個人懇談会 (家庭生活の把握と情報共有)	支援教育全体会 土曜参観・学級懇談会 小中連絡会 幼保小連絡会 第1回いじめ不登校対策委員会 (年度初めの学年の様子交流・組織の確認) 前期生活指導全体会
6月	前期生活指導全体会	前期生活指導全体会	前期生活指導全体会 修学旅行(6年)	
7月	1学期末の児童の状況確認	1学期末の児童の状況確認	林間学舎(5年) 1学期末の児童の状況確認	教科教育研修 生徒指導研修 人権教育研修 国際教育研修 支援教育研修
8月	幼小情報交換会			

9月	人権参観・学級懇談会	人権参観・学級懇談会	人権参観・学級懇談会	
10月	運動会 (演技や競技を通した集団づくりの取り組み)  遠足	運動会 (演技や競技を通した集団づくりの取り組み)  遠足	運動会 (演技や競技を通した集団づくりの取り組み)  遠足	第2回いじめ不登校対策委員会 (報告児童のその後の様子の情報交換)  校区人研
11月	個人懇談 (家庭生活の把握と情報交換)  学年発表会	個人懇談 (家庭生活の把握と情報交換)  学年発表会	個人懇談 (家庭生活の把握と情報交換)  学年発表会	第3回いじめ不登校対策委員会 (報告児童のその後の様子の情報交換)
12月	2学期末の児童の状況確認	2学期末の児童の状況確認	2学期末の児童の状況確認	
1月	授業参観	授業参観	授業参観	幼保小連絡会
2月	後期生活指導全体会 (前期に報告した児童の来年度に向けて)  支援教育全体会	後期生活指導全体会 (前期に報告した児童の来年度に向けて)  支援教育全体会	後期生活指導全体会 (前期に報告した児童の来年度に向けて)  支援教育全体会	後期生活指導全体会 (前期に報告した児童の来年度に向けて)  支援教育全体会
3月	授業参観・懇談会 (家庭での生活把握と情報共有)  学年会 (新クラス編成)次年度に向けて	授業参観・懇談会 (家庭での生活把握と情報共有)  学年会 (新クラス編成)次年度に向けて	授業参観・懇談会 (家庭での生活把握と情報共有)  学年会 (新クラス編成)次年度に向けて	※いじめ不登校対策委員会に関しては緊急に生徒指導事案が発生した場合は必要に応じて開催する。